

同意書

入所決定時及び入所継続中において、老人福祉法第36条の定めに基づく、資産又は収入の状況等に関する調査を受けることに同意します。

また、本人に係る介護保険要介護認定・要支援認定に係る調査内容、主治医意見書及び介護サービス・高齢者福祉サービスの利用状況について、入所判定委員会会議に提示されることに同意します。

令和 年 月 日

大川市長 殿

(本人)

住所

氏名

⑩

(扶養義務者)

住所

氏名

(続柄

) ⑩

【参考】

(調査の囑託及び報告の請求)

(老人福祉法第36条)

市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。